

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、○年○月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、総務部の事務職等を経て、○年○月以降は試作・実験部に配属され、主に製品性能の確認や評価業務に従事していた。

2 請求人は、体調不良のため、○年○月○日、C医療機関に受診したところ、「適応障害（F43.2）」と診断され、その後、同月○日D医療機関に転医し「慢性疲労症候群」と診断された。

請求人は、○年○月、会社労働組合管理のクラブ活動費を私的流用していたことが発覚し、会社人事関係者から○回にわたり自主的な退職を求められるとともに、懲戒処分を受け、子会社への出向を命じられたという。

3 本件は、請求人が請求人の疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の疾病名及び発病時期については、請求人は○年○月に慢性疲労症候群を発病した旨の主張をしているが、当審査会としては、症状の経緯等に照らし、決定書(略)理由に説示するとおり、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)であり、○年○月頃に発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①クラブ経費の私的流用を指摘され、その責任を追及されたこと、②自主的な退職を強要されたこと、③子会社に出向となったことを主張していることから、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、クラブ経費は組合の金であり、その不正流用について会社が処分をするのはおかしいし、返金しているのに出勤停止○日の処分と嫌がらせ的な配置転換をされたと主張する。

請求人及び会社関係者の申述によれば、○年○月に、会社から助成金として労働組合のクラブ等に支給されている経費のうち○年○月から○年○月までの間の合計○円を請求人が不正に私的流用したことが発覚し、会社は、賞罰委員会の議を経て、同年○月○日、請求人に対し出勤停止○日の懲戒処分と子会社への出向を命じたことが認められる。この出来事は、決定書(略)理由で説示するとおり、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定

基準別表1」という。)の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当てはめて評価するのが相当である。そして、同説示のとおり、会社の経営に重大な影響が具体的に生じたものではなく、不正流用の金額は〇円ではあるが、刑罰法規に触れる行為である上、〇年〇月以前の過去の不正流用についての調査に請求人が一切応じなかったことを考慮すると、懲戒処分や子会社への出向は不当に重い処分と認められないことから、その心理的負荷の評価は、「弱」と判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、退職に応じなければ警察に届け出ると〇度にわたり退職勧奨を受けたと主張している。

この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて検討するも、決定書(略)理由に説示するとおり、会社は退職を強く促しているものの、面談時に怒鳴りつけるような言い方はしておらず、また、結果的に退職には至らず出向という形で雇用関係は維持されていることから、心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断する。

なお、請求人は、本件公開審理において、「自主退職しないと警察に届け、刑事事件にして、懲戒解雇にする、そうすれば自宅に家宅捜索が入るし、次の就職先もない。さらに退職金もない。」と脅され、恐怖感を与えるやり方で退職強要が行われた旨主張している。USBメモリ録音記録反訳報告書によれば、請求人に対して会社関係者が退職勧奨をしている様子がうかがえるが、これらは横領の被害届が警察に提出された場合に通常予想されるその後の経過を述べているにすぎず、これをもって脅迫、ないし、恐怖感を抱かせる方法を用いて退職勧奨をしたと認めることはできず、請求人の主張は採用できない。

ウ ③の出来事について

この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、決定書(略)理由に説示するとおり、出向後の業務は請求人が過去に経験したことがない業務で、立ち仕事ではあるが、単純作業であり、勤務時間は減少し、重い責任が課せられることもなく、請求人においても容易に対応できる業務であることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。